

平成20年2月6日付 朝日新聞

## 特定景観形成地域 中辺路周辺を指定へ

世界遺産などの景観を保護し、乱開発を食い止めるための「景観条例」の策定を進めている。県は5日、特に重要な地域として開発が制限される「特定景観形成地域」に、熊野参詣道の中辺路周辺を指定する方針を明らかにした。

景観条例は西村幸夫・東大大学院教授が委員長を務める検討委員会が策

定を進めており、2月議会に条例案が提出される。県はこの条例に基づいて景観計画を制定し、その中で特定景観形成地域や同地域の中で制限される開発行為などを規定する。

5日に和歌山市内のホテルで開かれた検討委員会で、この特定景観形成地域に、滝尻王子（田辺市中辺路町）から熊野那智大社（那智勝浦町）に至る熊野古道周辺を指定することが提案された。指定地域の具体的な範囲や規制の内容などは今後検討する。

特定景観形成地域には、高野山町石道なども順次指定していく方針という。